

社会福祉法人東成瀬村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 契約書

利用者 _____（以下『利用者』という）と、社会福祉法人東成瀬村社会福祉協議会（以下『事業者』という）は、指定居宅介護支援事業所（以下『事業所』という）が、利用者に対し行う居宅介護支援について次のとおり契約の締結を行う。

第1条（契約の目的）

事業所は介護保険等の関係法令及びこの契約に従い、利用者に対し可能な限り居宅に於いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むため必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに当該計画に基づき適切な居宅サービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整及びその他の便宜を提供する。

第2条（契約の期間）

- （1） この契約の有効期間は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より要介護認定の有効期間終了日までとする。
- （2） 上記契約期間終了の14日前までに利用者より更新拒絶の意思表示が無い場合は、契約が自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条（介護支援専門員）

- （1） 事業所は介護保険法に定める介護支援専門員を利用者のサービス担当者として任命し、重要事項説明書に氏名を明記するものとする。
- （2） 利用者は事業所が任命する介護支援専門員の変更を希望する場合は、その理由を明らかにし事業所に対して交替を申し出ることができる。

第4条（居宅サービス計画の決定）

- （1） 介護支援専門員は居宅サービス計画作成開始にあたり、当該地域に於ける指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容及び利用量等の情報を適正に利用者又はその家族等に対し提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- （2） 介護支援専門員は利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮し、利用者に提供されるサービスの目標、達成の時期、サービス提供に対する留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成しその種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得た上で決定するものとする。

第5条（居宅サービス計画の変更等）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の同意に基づき、当該計画の変更を行うことができる。

第6条（介護保険施設等への紹介）

事業所は利用者が居宅に於いて日常生活を営むことが困難になったと認められる場合または利用者が介護保険施設等への入所・入院を希望する場合は、当該施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

第7条（事業所の記録作成 及び 交付の義務）

- （1） 事業所は利用者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結日より起算し5年間保管を行う。利用者または代理人の請求がある場合は、これを閲覧及び写しの交付を行うものとする。
- （2） 事業所は利用者が他居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、その他利用者より申し出があった場合は、利用者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了する。

- （1） 第2条の規定により利用者より契約終了の意思表示がなされ、且つ予告期間が満了したとき
- （2） 第7条に定める条件が満たされ、且つ事業者より契約解除の意思表示がなされたとき
- （3） 次の理由のため利用者にサービス提供を継続できなくなったとき
 - ① 利用者が死亡したとき
 - ② 利用者の要介護認定が『非該当』となったとき
 - ③ 利用者が介護保険施設に入所したとき

第9条（利用者からの契約解除）

利用者は事業所若しくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合は、本契約を解除することができる。

- （1） 事業所若しくは介護支援専門員が、正当な理由無く本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- （2） 事業所若しくは介護支援専門員が、第11条に定める守秘義務に違反した場合
- （3） 事業所若しくは介護支援専門員が、故意または過失により利用者やその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい背信行為を行い、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

第10条（事業者からの契約解除）

事業者は利用者の著しい不信行為により本契約を継続することが不可能となった場合は、その理由を記載した文書による通達により本契約を解除することができる。

第11条（守秘義務）

- （1） 事業所は業務上知り得た利用者及びその家族に関連する事項及び個人情報について、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合等の正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏洩してはならない。
- （2） 予め文書により利用者及びその家族の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず一定の条件下に於いてその個人情報を使用できるものとする。

第12条（事故発生時の対応等）

- （1） 事業所は介護支援専門員が居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び主治医または医療機関への連絡を行い必要な措置を行う。
- （2） 事業者は介護支援専門員より事故の報告を受けるとともに、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じる。

第13条（損害賠償）

事業者は居宅介護支援の実施にあたり利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害の弁償を行う。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

第14条（苦情対応）

- （1） 利用者は事業所が提供する居宅介護支援に苦情がある場合または事業所が作成する居宅サービス計画に基づき提供されたサービスに苦情がある場合は、別紙重要事項説明書に記す団体に対し苦情を申し立てることができる。
- （2） 事業所は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し立てまたは相談がある場合は、迅速且つ誠実に必要な対応を行う。
- （3） 事業者は苦情申し立てを行ったことを理由に、その利用者及びその家族に対し不利益な扱いをしてはならない。

第15条（善管注意義務）

事業所は利用者より受託した業務を行うにあたり、法令を遵守し善良なる管理者の注意を以って業務を遂行するものとする。

第16条（契約外条項等）

本契約及び介護保険法、その他関係法令により定められていない事項について、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定める。

以 上

上記契約を証するため本書2通を作成し、利用者及び事業者の記名捺印の上、1通ずつ保有するものとする。

令和 年 月 日

利 用 者
住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人または立会人
住 所 _____

氏 名 _____ 印

事 業 者		
所 在 地	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下11番地3	
事業者名	社会福祉法人 東成瀬村社会福祉協議会	印
代表者名	会 長 佐 藤 正次郎	